

本工事における最低制限価格の適用について

本工事は、沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領第3条第2項に規定する「前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の算定方法により難いと認める場合」に該当するものとし、最低制限基本価格の算出にあたっては、予定価格に10分の8.0を乗じて得た額とします。

最低制限価格は、最低制限基本価格に100分の100から100分の101までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とします。